

中華民国期前半の間島における対朝鮮人教育政策と民族教育運動

権 寧俊（県立新潟女子短期大学）

はじめに

本稿の課題は、中華民国初期の間島地域（現、延辺朝鮮族自治州）¹における朝鮮人教育を中華民国地方政府の対朝鮮人教育政策と朝鮮人民族教育運動の展開のなかで明らかにすることである。

この地域の朝鮮人教育は清末から続いており、中華民国期には普及が進んだ。当時の朝鮮人学生が通っていた学校を大きく分けると次の通りである。①朝鮮総督府直営・補助学校（以下、日本学校）、②朝鮮人私立学校、③宗教関係私立学校、④民族団体経営学校、⑤中国官立学校、⑥その他の学校など。本稿では、場合によって②③④を統合して「民族学校」と呼ぶことにする。

当時の朝鮮人学生は、朝鮮語、中国語、日本語など3言語が学習できる理想的な教育環境にあつたにもかかわらず、日本と中国、さらに日本植民地下の朝鮮という敏感な政治的問題のために、日本学校、中国官立学校、民族学校などを選択しなければならなかった。とくに、日本と中国との狭間で教育的関与を受けなければならぬ非常に困難な立場に置かれていた。また、これらの学校のほとんどが初等教育にとどまっており、学制や教科書などが統一されていなかった。これは当時の朝鮮人教育において大きな問題点となっていた。これらの問題点は先行研究においても明らかに

なっている。

本稿の課題とかかわる先行研究としては、1990年代に入ってから発表された榎木瑞生、竹中憲一、朴龍玉の研究がある²。これらの研究は、中国朝鮮人教育の近代化過程を日本・中国との関係に焦点をあてて分析している。しかし、中国政策に焦点をあてた結果、朝鮮人の民族教育運動やその政策に対応する朝鮮人側の動きは欠けている。

本稿では、如上の研究を踏まえて、中華民国地方政府の対朝鮮人教育政策を考察し、それに対応して展開された朝鮮人民族教育運動について検討する。具体的には、第1に、民国地方政府の対朝鮮人教育政策の過程とその背景を明らかにしたい。第2に、当時朝鮮人民族団体や宗教団体によって行なわれた「民族教育運動」の過程とその意義について検討する。

I. 民国地方政府の教育方針と朝鮮人教育

1. 吉林省公署の対朝鮮人教育政策

1912年1月1日、辛亥革命により清国が倒れ、南京臨時政府が成立した。南京臨時政府（その後、北京政府）は、朝鮮人教育を各地方政府に任せて、各地方において官立学校を設立した。その学校に朝鮮人子弟を入学させるとともに、朝鮮人が設立

キーワード：

間島、中華民国時代、対朝鮮人教育政策、日本の朝鮮人教育関与、朝鮮人民族教育運動

した私立学校を中国の学制に基づいて管理しようとした。

当時の間島においては、大多数の居住民が朝鮮人であった。そのために、中国官立学校では中国人のみを教える学校は少なく、朝鮮人との共学或いは朝鮮人のみの学校が多かった。そこで、吉林省公署は中国人子弟と朝鮮人子弟を同じ学校に通学させ、同化教育を実施した。

1912年に吉林省延吉道教育行政会議が開かれ、朝鮮人教育にたいする決議案が出された。その内容は次の通りである。「教育（朝鮮人教育）においては同化教育を実施しなければならない。そのもっともよい方法は、中国人子弟と朝鮮人子弟を同じ学校に通学させ、同じ質の教育を実行させることである。こうすれば朝鮮人教育の問題を解決し、統一融和を達成することができる。またそれだけでなく、お互いの意志の疎通ができ、ことばを利用した漢化教育（原文は感化教育）が自然に効果をあげることにもなる」³。これは、朝鮮人と中国人の学生の融和をはかり、同じ学校への通学を実行して同じ内容の教育を行なうべきであるという方針であった。

当時、間島には官立学校は養正学堂など12校あり、中国人教員17人、朝鮮人教員10人、学生数523人となっていた⁴。これらの官立学校は、清末から間島における日本の影響力の浸透に対応してつくられた学校であった⁵。

そこで、吉林省公署は官立学校を増設して、朝鮮人子弟を日本の影響下から切り離し、新政府の政策にそった同化政策を行おうとした。しかし一方では、学生から授業料も徴収しなかつたから、財政は困難であった。さらに、既設の学校のなかでも維持が困難となって閉校する学校がでた⁶。そのため、官立学校を増設するよりは既存の朝鮮人の民族学校を中国の学制にもとづいて統一し、朝鮮人の教育を中国の統制下におこすとする方針が提起された。その方針が本格化されたのは1915年の「割一墾民教育弁法」（朝鮮人を統合するた

めの教育弁法：以下、教育弁法）公布以降であった。

2. 「割一墾民教育弁法」公布と朝鮮人学校の対応

1915年5月に日本は、中国に「21カ条の要求」を強要した。そして「南満州及東部内蒙ゴに関する条約」が「第2号案件」として締結されると、日本の朝鮮人にたいする学校教育が一層強化されるようになった。

日本はこの「条約」を締結したのち、条約のすべての規定は朝鮮人にも適応されると主張した⁷。しかし、北京政府は、朝鮮人にたいしてはこの条約ではなく、1909年9月に締結された「間島条約」が適応されるべきだと主張した⁸。日本は、事実上日本の勢力範囲である奉天省と吉林省を「南満州」と規定した。それにしたがえば間島は「南満州」になっていた。朝鮮人は「日本の臣民」になったので、「間島協約」は自動的に消滅する、というのが日本の論理であった。この両国の主張は移住朝鮮人に対して中国の法権が及ぶかどうかをめぐっての深刻な問題であった。中国は、日本が「21カ条約」を根拠として朝鮮人を利用し間島地域の統治をねらっている、と考えた。そのため、朝鮮人学校教育への統制が一層強化された。

1915年6月、吉林省延吉道尹（長官）の陶彬は、「教育弁法」を制定した。この教育法は、朝鮮人私立学校を中国の学制によって統一し、朝鮮人の教育を中国の統制下におこすというものであった。「教育弁法」（全16条）の主の内容は次の通りである。^①教科書は中国教育部が検定したものを使用すること（第3条）、^②中国語を毎週最低12時間学習すること（第4条）、^③その際小学1～2年生の教科書は朝鮮語で翻訳して教授し、3年生からはすべての授業は中国語で行なうこと（第5条）、^④学校は卒業式などの祝祭日には必ず中華民国の国旗掲揚と国歌・校歌を斉唱すること（第9条）、^⑤朝鮮人私立学校は学生数20人以

[表 1] 1915 年の間島朝鮮人私立学校の週課程案

曜日＼時間	1	2	3	4	5	6
月	中語	修身	国文	算術	体操	中語
火	中語	国文	国文	算術	体操	中語
水	中語	国文	国文	算術	唱歌	中語
木	中語	国文	国文	算術	体操	中語
金	中語	国文	国文	算術	唱歌	中語
土	中語	修身	国文	算術	図画	中語

(注) 上記課程案は初等小学校のもので、高等小学生では朝鮮歴史・朝鮮地理、理科、農業（男子のみ）、裁縫（女子のみ）、外國語（主に英語）などが加わっていた。なお、「中語」は中国語のことであり、「国文」とは、漢文と本来中国人を対象とした「国語」のことであった。

(出所) 「延辺朝鮮族自治州教育志」編纂委員会編『延辺朝鮮族自治州教育志』延吉、東北朝鮮民族教育出版社、1992年、p.47 より作成。

上をもたなければならぬし、教授は他の学校と同様に行なうこと（第13条）、など。これに違反する学校はすべて廃校する（第14条）という規定もあった⁹。この他に、中国人教員の採用、私立学校の中国官立学校への改組なども含まれていた。

「教育弁法」は、日本による朝鮮人学校関与にたいする吉林省延吉道の対応措置として行なわれた。この弁法を実施する前に陶彬は、管内の朝鮮人私立学校に官吏を派遣して、「教育弁法」を実施するための交渉を行なった。和龍県の知事も学務監を各私立学校と私塾に巡回させ、同法の説明を行なった。朝鮮人側は、「教育弁法」の実施に反対の立場を表明した。特に、中国語の授業時間の多いことにたいして強い反対があった¹⁰。「教育弁法」は朝鮮人側の反対にもかかわらず公布された。

この「教育弁法」公布後、中国語授業が実施された間島地方の朝鮮人私立学校の授業時間割の一例をあげると、「表1」の通りである（1916年「国民学校令」発布によって、初等小学校は4年制の国民学校と2年制の高等小学校に改組された）。

「表1」のように、科目時間の合計は、中語¹¹（12）、国文（10）など合計（36）であった。週12時間の中国語教育は初等小学1年生から4年生まで続けられた。教科書は中国教育部が検定し

たものを使用した。中国語の授業では、前半年（1・2年生）は初步的な中国語の発音と文字を教え、後半年（3・4年生）は中国語で授業が聞ける水準が要求された。そして、高等小学からは中国人学生と同じカリキュラムで授業が行なわれた。これは、「壬子学制」（1912年9月公布）の「小学校令」によるものであり、他の中国初等・高等小学校でも同様であった。つまり、「教育弁法」によって朝鮮人学生は中国人学生と同じく、中国学制に従って授業を受けるようになったのである。

同年8月に、各朝鮮人私立学校の教員たちは、その対策のための協議を行なった。彼らは次の条件を出して民国側との交渉することを決議した。その内容は以下の通りである¹²。

- ① 官憲に指定した学校区域内に居住する者は、子弟を所轄の学校に入学させること。
 - ② 学校所要経費は指定区域内の居住民が負担すること。
 - ③ 教科書はすべて朝鮮語に翻訳して教授すること。
 - ④ 尋常予備班を加設すること。
 - ⑤ 中国語の授業は毎週6時間とすること。
 - ⑥ 体操は毎週4時間とすること。
 - ⑦ 派遣中国人教師の給料は官給とすること。
- このように、学区入学、経費の住民負担などについては地方政府の意見を受け入れながらも、教

科書の朝鮮語訳、朝鮮語授業を行なうこと、中国語の授業を少なくすること、朝鮮人移住者の子弟は定住性に乏しく流動的であるために、「尋常予備班」を設けて補習教育を行なうこと、などが提案された。その結果、地方政府はほぼ民族学校の教員たちの提案をとりいれ、さらに現在行なわれている朝鮮歴史と朝鮮地理の授業は黙認することにした。

以上のように、朝鮮人側は「教育弁法」を無視することはできなかった。それは、日本と中国の狭間にあった朝鮮人が、公然とこの法に反対すると、教育への日本側の干渉を受ける恐れがあったからである。それは民族学校の存続を危うくすることに繋がるからであった。一方、地方政府は朝鮮人私立学校の提案を取り入れことによって、朝鮮人の不満を抑えた。それによって朝鮮人の「親中反日」感情を呼び起こす狙いがあったのである。そのために、当時の教科のうち反日教育を中心とした朝鮮歴史と朝鮮地理の授業を黙認したのである。

しかし、朝鮮人私立学校のすべてが各朝鮮人私立学校の教員たちが提議した条件で教育を行なうことではなかった。「教育弁法」にもとづいて授業をする私立学校も少なくなかった。つまり、中國語の12時間授業をそのまま実施する学校も多く存在した。それらの学校は小規模の学校や琿春県など朝鮮人が少ない地域において行なわれた。琿春県では、朝鮮人私立学校は少なく、公立・県立学校が多かったために、「表1」と同様のカリキュラムで授業が行なわれていた。

また、「教育弁法」は朝鮮人の私立学校だけでなく、宗教学校や日本学校にも適用された。しかし、宗教団体や日本政府が北京政府に強く抗議した結果、それらの学校については「教育弁法」の適用から除外された¹³。

以上のように、「教育弁法」によって朝鮮人民族学校は、宗教学校や日本学校などを除いて、ほとんどが中国の学制下に統一された。民国県立・

公立学校と同一カリキュラムまたは、それに近い形に運営されることになった。「教育弁法」の公布は、朝鮮人を日本の支配下から切り離すための、日本にたいする対抗措置であった。「間島協約」によって間島は中国の領土となつたが、居住者の大部分は朝鮮人であった。日本政府は朝鮮人を韓国併合によって「日本臣民」になつたと考えていた。そのために、民国地方政府は、朝鮮人を統制下におかなければ、間島の支配体制を確立することはできない、と考えた。その対策として、教育では中国の学制による統制を行ない、法制面では朝鮮人の中国への帰化を促進させるという方策が進められたのである¹⁴。

3. 吉林省公署の朝鮮人教育経費補助

(1) 朝鮮人教育の経費補助

その後も朝鮮人私立学校にたいする民国側の教育関与は続いていた。1917年6月には、朝鮮人教育経費補助に関する延吉道公署の指示が出された。その内容は次の通りである。「延吉・琿春・和龍・汪清4県は、朝鮮人（原文は懇民）が大多数をしめている。彼らをわが管轄範囲に置こうとするならば、必ず教育方面から着手しなければならない。しかし、言語障壁があつて教育を実施するのが非常に困難である。本署は今各県の勧学所所長を招集して会議を開き、それに対する研究をしている。[中略] 朝鮮人教育を根本的に解決するためには、必ず各県の勧学所では國語教員を派遣し國語を教え同化をはかることである。一方では監視を強め日本人の計略に巻き込まれないようにしなければならない。國語教科書はすでに本署で2冊を発行しているが、各学校ではそれを一律採択する。各県の教育経費が不足しているところに國語教員の月給を負担させるのは、さらに困難を招き、無駄な時間が過ぎて空論になる恐れがある。そのため、本署では、朝鮮人教育経費を4県の学生数の多少によって配分して自給するつもり

[表2] 間島における年度別中国官立学校の新設状況（1929年現在）

年度	学校数	教員数	学生数
1905	1	6(3)	128(114)
1907	1	4(3)	142(140)
1908	1	4(0)	177(134)
1909	1	4(4)	145(145)
1910	2	6(3)	280(213)
1911	3	17(6)	414(373)
1912	4	8(5)	250(231)
1913	3	7(4)	243(183)
1914	2	7(3)	196(160)
1915	2	5(3)	162(126)
1916	6	12(7)	350(299)
1917	18	33(28)	983(936)

年度	学校数	教員数	学生数
1918	5	10(8)	222(198)
1919	4	8(6)	241(237)
1920	6	11(9)	305(279)
1921	15	36(31)	945(900)
1922	9	20(14)	459(434)
1923	7	13(12)	427(427)
1924	1	3(3)	156(141)
1925	3	9(6)	314(314)
1926	4	6(6)	178(176)
1927	6	9(6)	301(299)
1928	4	9(9)	297(297)
合計	108	247(179)	7,315(6,756)

(注) 上記の学校は、朝鮮人学生が全学生の3分2以上を占めている学校のみである。教員数と学生数は中国人と朝鮮人の合計の数である。ただし、()内の数は朝鮮人の数を示す。上記の学校には、延吉県、和龍県、汪清県、琿春県の他に長白県が含まれている。長白県の新設学校は、1912年1校(教員3名、学生93名)と1917年6校(教員11名、学生188名)のみであり、教員と学生はすべて朝鮮人であった。

(出所)「支那側設立朝鮮人学校」(桑原忍著『在満朝鮮人と教育問題』、中日文化協会、1929年、pp. 83～91)。玄圭煥編『韓国流移民史』上巻・ソウル、興士團出版部、1979年、pp. 498～501より作成。

である。各県の補助金の配分は、毎年和龍県は銀貨（原文では大洋）900元を、延吉県は600元を、琿春県も600元を、汪清県も600元を採択した。（各县の勧学所は）現在の規定にしたがって、今年7月から本署で受領すること」¹⁵。

このように、延吉道公署は間島の朝鮮人教育にたいして手当てとして2700元の教育補助金を支給した。この補助金は、①国語教員を派遣して朝鮮人学生に中国語を教え同化をはかること、②朝鮮人が日本の計略に巻き込まないように監視を強めること、③国語教員の月給などのための手当て、などであった。しかし、延吉道公署が朝鮮人教育にたいして、2700元の教育補助金を支給していたにもかかわらず、中国人教員は朝鮮人子弟に対する中国語の授業をサボタージュするなど、同化の実を上げていないことが指摘された。その対策として中国語教員を増加し、教員のレベルをアップさせることになった。また、各学校に報告の義務を与え、教育の監視を強化するようになった。

1919年11月には、吉林省公署は朝鮮人にたい

する教育費補助金を一挙に約4倍の1万元に増加し、朝鮮人教育の強化をはかった¹⁶。この背景には、朝鮮人学生にたいする中国語教育強化というねらいがあった。

(2) 吉林省公署の「朝鮮人教育費補助弁法」の公布

「表2」によれば、清末においては新設学校が9校のみであったが、1912年の南京臨時政府が成立すると12校となり、さらに「教育弁法」の制定によりその数が一層増加した。1916年から学校の数が増えていた。これは「教育弁法」が制定された結果であった。この法によって、既存の私立学校の中国官立学校への改組も行なわれた、と考えられる。1920年から1922年にかけて30校が新設された。30校という数は1907年以来の新設された学校数の40%にあたる。この理由は朝鮮人教育にたいして教育費の援助が行なわれたからである。地方政府の朝鮮人にたいする同化教育の強制は中国官立学校新設だけではなかった。

既存の中国官立学校にも朝鮮人学生の入学が進み、中国語教育が強化された。

1921年7月、吉林省公署は「朝鮮人教育費補助弁法」（「墾民教育省費補助弁法」）を公布した。この法の内容は次の通りである¹⁷。①教育部の認定教科書を使用し、国語（中国語）を教授すること、②各学校に20人以上在籍していること、③教員は師範学校の卒業生或は合格者とすること、④中国人学生と朝鮮人学生が共学している国民学校では、朝鮮人クラスを設置し、そのクラスに補助金を支給すること、などであった。支給方法については、学級数によって補助金を決め、各学年240元を超えない金額とし、配分は県知事の監督所所長が行なうこととした。

このように、「朝鮮人教育費補助弁法」の公布は前述した「教育弁法」の延長線として行なわれた。「教育弁法」施行は朝鮮人学校の許認可権を盾に中国の同化教育を強制するという政策が採られた。引き続き「朝鮮人教育費補助弁法」が公布された。朝鮮人私立学校を援助することによって、朝鮮人学生にたいする中国語学習の活性化をはかる政策がとられた。この両「弁法」によって、「親中」的立場をとる朝鮮人私立学校は増加した。それは両「弁法」の効果を表わすものであった。

以上のように「教育弁法」と「朝鮮人教育費補助弁法」の公布によっては、中国の地方政府は朝鮮人教育に力を入れた。日本が中国側に「21カ条の要求」を提出することによって中国侵略の意図が本格化したために、地方政府は日本の勢力下に朝鮮人が吸收されることを恐れた。それゆえ、朝鮮人にたいする教育関与を通じて朝鮮人懷柔策をとろうとしたのである。地方政府は朝鮮人私立学校を中国の学制下に管理すると共に、朝鮮人懷柔策として教育経費の補助も行うことになった。その背景には、日本の朝鮮人私立学校への積極的な教育関与政策があった。日本は間島及び満州全地域において朝鮮人教育の施設を新設あるいは補助しながら、植民地教育を進めていた。それを民

国当局は恐れていた。1917年の琿春県知事の「朝鮮人学校と朝鮮人の実態にたいする調査報告」によれば、「最近日本領事館は、朝鮮人（原文は懇民）を誘き寄せたり買収したりして朝鮮人教育（原文は懇民教育）を破壊しようとしている。このままいけば朝鮮人は我々から離れ、結局は今推進している我が教育の目標は達成できることになるだろう」¹⁸と述べていた。そのため、吉林省公署は、朝鮮人教育の補助費を出して中国語教育を通して朝鮮人の同化をはかろうとした。

（3）朝鮮人教員養成の問題

中国地方政府は朝鮮人教員養成にも力を入れていた。吉林省教育庁は1915年4月に「延吉道立小学校教員講習所」を設置した。高等小学校の卒業以上の小学校教員を対象とし、1年間教えていた。この学校は同年11月に「延吉師範講習所」に改称し、1917年8月には4年制の「道立師範学校」に昇級された。しかし、学習者のほとんどは漢族であった。そのため、教育庁は翌年に朝鮮人教員講習科を増設し、朝鮮人補助教員40名を募集して朝鮮人小学校の教員として養成した。入学資格は小学校補助教員の資格証を有する人あるいはそれと同等な学歴を有する人であり、中国語がある程度理解できる人であった。修学期間は2年とし、教科目としては、修身、教育学、中国国文、中語、中国歴史、地理などを教えた。ほとんどの学生が中国語の理解能力が低かったため、毎週授業総36時間のうち7時間は中国語教育を受けていた¹⁹。この学校は1920年7月には「吉林省第4師範学校」に改名された。そして、翌年から朝鮮語の授業が取り入れられるようになった。その理由は中国人教師が朝鮮人保護者、入学時の学生と対話する場合に朝鮮語が必要であるということであった²⁰。

しかし、朝鮮語科目を設置していても漢族の学生たちはそれほど関心がなく、朝鮮語を熱心に学ぼうともしなかった。卒業者は朝鮮人学校に行こ

うともしなかった。それが、「政策」と「現状」との大きなずれであった。

この情況については、吉林省公文書によく現れている。1929年7月に吉林省教育庁は「延辺教育の整頓」と「朝鮮人教員講習所の經營」について省政府に申請書を上げた。この申請書では次のように述べた。「延辺4県では、全体の住民のうち朝鮮人が70～80%をしめており、各県の朝鮮人学校にも朝鮮人学生が大多数をしめている。にもかかわらず、各県の教職員（中国人）の多数が朝鮮人教育の重要さについて何も知らない。中国人教員は朝鮮語を知らないし、朝鮮人学生は中国語を知らないので同化の実を上げられない。そのため、吉林省立第4師範学校の師範班に朝鮮語科目を設置してこの問題に対応しようとした。しかし、漢族の学生は朝鮮語を熱心に学習しようともしないし、卒業者は朝鮮人学校に行こうともしないのである。[中略]このような状況から、朝鮮人教育に需要される人材を専門的に養成する教育機関を設置しなければならない」²¹。

この申請書は省政府の批准をうけ、同年冬休み期間に第4師範学校内に朝鮮人講習所が設置された。講習所では漢族学生と朝鮮人学生にたいして別のクラスを設け、主に漢族学生には朝鮮語を、朝鮮人学生には中国語を教えていた。政府の朝鮮人教育にたいしての趣旨も教え込んでいた²²。また、第4師範学校では朝鮮人学生を毎年100名募集することになった²³。

4. 日本の朝鮮人私立学校に対する教育の関与

日本は1909年9月の「間島協約」締結と、1910年の「韓国併合」後、在満朝鮮人私立学校にたいする積極的な教育の関与を行なった。

間島地方で朝鮮総督府が初めて設立した教育機関は、間島普通学校（1922年間島中央学校に改称）であった。間島普通学校は設立当初、統監府臨時間島派出所の支援下にあった。「間島協約」締結

後派出所が撤廃され、同年（1909年）11月に日本総領事館が設置²⁴されると、朝鮮総督府の直営教育機関となった。

その後、間島での朝鮮総督府直轄の普通学校は、間島普通学校（1908年）をはじめ、局子街普通学校（1915年）、頭道溝普通学校（1916年）、百草溝普通学校（1917年）、琿春普通学校（1918年）など5ヵ所に増えた。これらの学校は朝鮮の咸境北道の管轄に属した。その経営は朝鮮内地と同様で、その経費は咸境北道の地方費から出された。職員の身分は普通学校の訓道であり、朝鮮の会寧普通学校に籍を置いた²⁵。朝鮮総督府はこれらの学校を朝鮮の公立普通学校と同等の資格として認めていた。

また、その管理下の補助書堂は間島総領事館管内に13ヵ所、局子街領事分館管内に7ヵ所、頭道溝領事分館管内に9ヵ所、百草溝領事分館管内に1ヵ所が置かれた。

朝鮮総督府は間島では、普通学校を経営しながら、満州各地に置かれていた日本領事館管内の朝鮮人学校にたいして毎月教育補助金を支援する政策をとった。交通不便な奥地の朝鮮人私立学校に對しても教育経費の一部を補助した。その支援の内容は、教科書交付、教員派遣などであった。その条件として朝鮮総督府編纂の教科書使用、日本語教育の普及、民族的な教育中止などをあげた。当時の朝鮮総督府直轄・補助朝鮮人学校を主要年度別の状況は「表3」の通りである。

「表3」によれば、1917年までに設立された学校の数は13校であった。しかも、その半数は1916年から設置されていた。その理由は先述したように日本が中国に「21ヵ条の要求」を強要したからである。しかし、「教育弁法」の公布によつて事情は逆転された。この状況は1921年になると、再変化が見られる。1921年には、日・中国とも15の学校を新設した。この理由は、1920年10月、大規模の日本軍が間島に侵入し、「庚申惨変」（「琿春事件」ともいう）が発生した²⁶から

[表3] 満州地域の朝鮮総督府直轄・補助朝鮮人学校の年度別情況表（1928年5月）

\年度別	1917年迄設立			1921年迄設立			1928年迄設立				
	領事館	\区分	学校	教員	学生	学校	教員	学生	学校	教員	学生
間島総領事館管内	3	38	1,403	1	3	78	0	0	0	0	0
局子街領事分館管内	1	7	312	4	16	502	0	0	0	0	0
頭道溝領事分館管内	6	25	847	13	40	1,295	3	8	257		
百草溝領事分館管内	2	7	280	0	0	0	0	0	0	0	0
琿春領事分館管内	1	7	477	1	1	60	0	0	0	0	0
合計	13	84	3,319	19	60	1,935	3	8	257		
奉天総領事館管内	0	0	0	5	11	238	4	8	207		
海龍領事分館管内	1	2	42	1	2	40	2	4	72		
通化領事分館管内	0	0	0	1	4	64	0	0	0		
鴆鹿領事分館管内	0	0	0	1	4	46	0	0	0		
安東領事館管内	0	0	0	4	15	1,072	4	8	256		
ハルピン総領事管内	0	0	0	0	0	0	2	2	?		
合計	1	2	42	12	36	1,460	12	22	?		

(注) 吉林領事館管内の学校情報は不明。当時間島における各年度別の新設状況〔()は新設学校の数を示す〕をみると、1908年(1)、1911年(2)、1915年(1)、1916年(5)、1917年(4)、1918年(1)、1919年(1)、1920年(2)、1921年(15)、1922年(1)、1924年(2)などであった。

(出所) 嶋田道彌 1935,『満州教育史』大連、文教社、1935年（青史社、1982年復刻）、pp. 442～447。桑畠忍著『在満朝鮮人と教育問題』、中日文化協会、1929年、pp. 43～51。「在朝外鮮人教育費補助調（1922）」（『朝鮮統治史料』第8巻、韓国史料研究所、1971年、pp. 812～819）より作成。

である。この事件によって多くの朝鮮人が犠牲となつた。また、多くの民族学校が焼き払われ、取り締まりをうけるようになった。そのため、朝鮮人たちの反日感情がより高まっていた。それを日本は収拾策として学校設置や教育を通して乗り越えようとした、と考える。

各領事館管内に設置された朝鮮人施設・補助学校のうち、間島では朝鮮総督府直轄の普通学校が5カ所あり、補助私立学校が30カ所でもっとも多かった。また、補助書堂が30カ所あった²⁷。間島以外の地域では25カ所であった。この数から、日本が間島においてどのぐらい朝鮮人教育に力を入れていたのかがよく分かる。しかし、これらの学校は間島総領事館管内の永新中学校を除き、すべてが初等教育機関であり、修業年限は6年、5年、4年の3種類のものであった。修業年限が統一されなかつたため、当時の朝鮮人学生にとっての進学に困難が生じた。これは中国官立学

校においても同様であった。教員と学生は多くの人々が朝鮮人であり、日本人や中国人の数は少なかった。例えば、間島の5つの普通学校では、朝鮮人教員の数は31人であったが、日本人教員の数は14人であり、中国人教員の数は1人にすぎなかった。学生の場合には朝鮮人が2,312人であったが、中国人は4人しかおらず日本人は1人もいなかった。

II. 朝鮮人民族教育運動の展開

1919年3月に朝鮮半島で「三一運動」が勃発すると、同年3月13日間島でも朝鮮人民衆運動が展開された²⁸。この運動は満州の全域に拡大した。その運動の根拠地として朝鮮人民族学校が利用されていた。20年代に入ると、満州各地域で多くの朝鮮人自治団体が組織された。教育面でも、それらの団体の支援をえた民間教育団体が組織さ

れ、民族学校の設立と朝鮮人の民族教育のために働きかけていた。

このような状況の中で、間島地域では民族学校が次々と設立された。先述したように日本学校、中国の官立学校は財政補助をうけて運営された。しかし、民族学校は、貧弱な資金の小規模学校か、宗教団体が運営する学校であった。一貫した教育内容がなく、日本学校、中国官立学校よりも学校経営に大変困難な状況に直面していた。しかも、「庚申惨変」によって、多くの学校が焼き払われた。そのため、内容の充実した民族教育の実施が一層要求された。満州各地で各種の朝鮮人教育会が結成され、民族団体を中心とした教育運動が展開された。

運動は、第1に教育機関の設置（中等教育を中心）、第2に学制統一、第3に教科書統一に重点をおいて展開された。まず、「庚申惨変」によって破壊された学校を建て直し、中日両国の教育関与によって民族学校の学生数が減っていくのを防ぐために、新たな学校の設立が要求された。そのために、民族団体と宗教団体とは新たな学校の設立に力を入れるようになった。

それまでの民族陣営は、軍隊養成や武器購入に大半の資金を費やしていた。1920年代に入ると、対日戦争のための人材を養成するという雰囲気が高まった²⁹。そのために、文化啓蒙、反日精神を高めるなどの民族教育運動が展開された。運動には多くの団体が参加した。代表的団体は正義府、参議府、新民府であった。当時、この3府が設立・管理した学校は、正義府が22ヶ所（教師33名と学生883名）、参議府が2ヶ所（教師6名と学生49名）、新民府が10ヶ所（教師18名と学生286名）であった。

正義府の学務部は、活動地域の南満州地域にある朝鮮人私立学校にたいして、朝鮮総督府編纂の教科書使用、授業用語の日本語使用、日本の各種教育支援などを拒否するという訓令を発した³⁰。正義府は、民族学校を設立し、学制を初等3年、

高等3年とした。また、教科書編纂運動を展開して、国語（朝鮮語）、歴史、修身などを編纂して配付した³¹。正義府は、軍事教育にも力を入れた。優秀な青年たちを選抜して雲南・広州の軍官学校に留学させ、独立戦争に必要な人材養成に努力した。

新民府は、本穆県、穆陵県、阿城県など北満州地域において、財政的に不安定的な学校を併合した。本校とその支校を置く形式で設立して、家庭が貧困な学生を中心に義務教育を実施した³²。新民府でも、正義府と同様に教科書編纂と軍事要員の養成に力を入れた。

さらに朝鮮人教育の問題が初等教育にとどまっていたことに着目して、中等教育機関の設立に力を注いだ。当時間島では、初等学校としては朝鮮人私立学校及び宗教学校が約200ヶ所以上あった。中学校は、昌東学院（延吉県・1912年）、光成学校（延吉県・1908年）、明東学校（和龍県・1910年）、北一中学（琿春県・1917年）、正東学校（和龍県・1918年）、大邱学校（和龍県・1918年）など6ヶ所にすぎなかった³³。しかし、これらの学校は、1919年3月の「民衆運動」と「庚申惨変」のために、焼き払われるか、閉校されてしまった。そのために、中等教育機関の設立が強く要望されていた。

当時間島で中等教育機関の設立に力を注いでいたのは宗教団体であった。それは、日本の間島出兵によって、民族団体の活動が制限されていたからであった。宗教団体のうち、キリスト系が設立した学校は、恩眞中学であった。

恩眞は、1920年2月4日プロテスタント（カナダ長老派）宣教師であるバルカル（A.H.Barker）、プーテ（W.R.Foote）などによって、延吉県龍井で設立された。初代校長はプーテであり、顧問としてキム・ヤクヨン（金躍淵）、リ・ビョンハ（李炳夏）、パク・レス（朴礼獸）などが就任した。学制は5年制であり、教科目は自然科学を主として聖書、英語、漢文などを教えていた。学生数は、

設立当時は 27 名であったが、「庚申慘変」で明東・北一・正東学校が焼き払われたために、150 人に増加した。その後も学生の数は増え、1922 年には 300 余名となった。初めは、間島各地にあるプロテスタント系の教会が運営する小学卒業生が入学したが、学校の名声が高まったために、宗教に関係なく募集するようになった。同校には間島だけではなく満州各地、朝鮮半島、ロシアの沿海州から学生が集まつた。その数は沿海州だけでも全学生の 10% を占めていた³⁴。

孔教会（儒教）系統の学校には、大成中学があつた。大成中学は 1921 年 7 月 11 日にソク・ファジュン（石華俊：大成儒教）、リム・チャンセ（任昌世：清林教）、カン・フン（姜勳：孔教会会員）などによって、延吉県龍井で設立された。創立当時の学生数は 50 名で、教員は 5 名であった。理事及び教主はカン・フンが勤めた。教科目は学校が儒教道徳を教育の宗旨として「四書五経」、「銘心宝鑑」などの孔子の封建倫理思想を教えることが教育の基本内容であった³⁵。

天道教系統の学校には、東興中学校があつた。東興中学はチェ・イクリョン（崔翊龍）が各地の天道教教会及び信者たちの協力をえて、1921 年 4 月 15 日に龍井で設立した学校であった。設立当時の教員は 3 名で、学生の数は 113 名であった。その後も学生の数は増え、1922 年段階では、学生が 600 余名となり、教員は 12 名に増加した。学生は間島各地から集めた天道教の子弟が中心であり、ロシアの沿海州、満州各地、朝鮮半島などからも学生がきた。授業科目は朝鮮語、算術、英語、地理、朝鮮歴史、漢文などであり、天道教にたいする講義も行なわれていた³⁶。

このように、当時の中等教育機関の設立は各宗教団体によって行なわれた。また、その運動の中心地は延吉県龍井であった。その理由は、当時龍井は局子街とならんで朝鮮人が一番多く居住していたため、朝鮮人にとって教育、文化事業や宗教活動の中心地となつたからである。当時（1922 年）

龍井では、中学校が明東・正東・永新・恩眞・東興・大成など 6 カ所も存在していた³⁷。これは、間島だけでなく満州全域をみてもはるかに良い教育環境であった。中学校に進学するために龍井地域に移住する者が多かつた。

1923 年 8 月 20 日に、600 余名の民族学校関係者による「間島朝鮮人教育協会」が設立された³⁸。同協会は、朝鮮人の教育統一と発展のために、①各小学校の学制統一件、②各小学校の教科書統一件、③小学校教員養成の件、④中学校以上の教育機関設置の件、などを趣旨とした。同協会は、1924 年 4 月 19 日から 2 日間、局子街の協成中学校で朝鮮人教育者大会をひらいた。朝鮮人教育の統一の決議案を採択して、間島地域の学制統一と民族学校の相互協力をはかった。決議した 13 項目のうちの要点は次の 4 点であった。①学制は 6 年制とし、翌年新学期（1924 年 4 月 1 日）から実施すること、②外国語は中国語のみを限定して、5 年生から毎週 2 時間毎に教授すること、③教科書は教育研究会が編纂または検閲したものを使用すること、④教科書は朝鮮語文と漢文とし、教授用語は朝鮮語とすること³⁹。

1926 年 12 月には間島の局子街において地域の有志 70 人が「民立中学期成会」を結成した。延吉、和龍、汪清の 3 県を巡回しながら、学校設立の重要性を宣伝した。その宣伝活動は在間朝鮮人に支持をえた。期成会は 3 県に居住する朝鮮人 7 万戸に毎年 20 ~ 30 元の寄付をうけ、その寄付金を教育費として使用した⁴⁰。協会は「講演隊」を組織し、農村の冬期休暇などをを利用して農村啓蒙運動にも力を入れていた⁴¹。協会では小学の学制と教科書の統一とともに民族学校の設立も目標において活動していた。

以上の教育機関が実際の教育現場において最も重要視したのは、国語（朝鮮語）、歴史、地理などの教育であった。それは、学生にたいする民族意識の高揚と「独立思想」を高める役割をもつ科目であったからである。満州地域の民族学校

「表4」日本が不穩書として指定した教科書

本名	著者	発行日	本名	著者	発行日
Ⓐ初等小学(4冊)	国民教育会	1906.5	Ⓑ大東歴史	崔景煥	1905
Ⓐ幼年必読	玄采	1907.5.5	Ⓑ歴史輯略	金澤榮	1905.10
Ⓐ高等小学読本	徽文義塾	1907.	Ⓑ大東歴史略	国民教育会	1906
Ⓐ最新初等小学	鄭寅琥	1908.7	Ⓑ新訂東国歴史	元泳義・俞瑾	1906.12
Ⓐ初等小学	普成館	1908.7	Ⓑ越南亡国史	玄采	1907.5.27
Ⓓ中等修身	徽文義塾	1906.7	Ⓑ東西洋歴史	玄采	1907
Ⓓ高等小学修身	徽文義塾	1907.8	Ⓑ萬国史記	玄采	
Ⓓ初等小学修身	柳瑾		Ⓑ大東歴史略	俞星濬	1908.4
Ⓓ吾讐不忘	桂奉禹	1912	Ⓑ中等東国史略	玄采	1908.7
Ⓔ新纂唱歌集	明東学校	1913.3.19	Ⓑ初等大韓歴史	鄭寅琥	1908.7
Ⓔ少年唱歌	友文館	1919.6.24	Ⓑ大韓国史	鄭寅琥	1908.7
Ⓒ大韓地誌	玄采	1899.12	Ⓑ普通東国歴史	玄采	1909.9
Ⓒ大韓新地誌	張志淵	1907.6.15	Ⓑ最新東国史	ハルピン普文社	1917
Ⓑ東国歴史	玄采	1899.9	Ⓑ最新東国史	桂奉禹	1917
Ⓑ20世紀朝鮮論	金大熙		Ⓑ神壇民史	金教獻	1923
Ⓑ大東歴史	鄭喬	1905	Ⓑ最新大韓歴史	ハル・バト	

(注) Ⓐ=朝鮮語教科書、Ⓑ=歴史教科書、Ⓒ=地理教科書、Ⓓ=修身教科書、Ⓔ=唱歌教科書を示す。なお、上記の教科書以外に朝鮮人民族学校で使用されていた教科書は次の通りである。朝鮮語教科書では、『初等小学読本』『小学読本』『国語読本』『高等小学』『新編初等小学読本』『大韓文典』『童蒙先習』『詩文読本』(崔南善著)『湧き出る泉』(明東学校、1920年代)『農民読本』(1930年代)などがあった。歴史教科書では、『東洋歴史』『新韓独立史』『朝鮮歴史』(尹和洙著)『大韓歴史』『大東青史』『国史』(1916年)『朝鮮歴史要領』(1923年)『朝鮮歴史大全』(1928年)『朝鮮人』(1932年)など数多くの教科書が存在していた。唱歌教科書は『新歌曲集(新纂唱歌集)』(1913年3月)『最新唱歌集』(光成中学校、1914年7月)などがあった。

(出所) 高橋濱吉著『朝鮮教育史考』京城、帝国地方行政学会朝鮮本部、1927年、pp. 183～184。姜徳相編『現代史資料』27、みすず書房、1972年、pp. 131～135。朴州信著 2000,『間島韓人の民族教育運動史』ソウル、亞細亞文化社、2000年、pp. 465～507より作成。

では依然として『吾讐不忘』、『幼年必読』、『最新東国史』、『大韓地誌』などを教えていたが、朝鮮総督府はこれらをすでに不穩書籍として扱い、朝鮮半島では発刊や購読さえも禁止した⁴²。当時朝鮮総督府が不穩教科書として指定したのは「表4」の通りである。

「表4」の教科書のうち、ほとんどの朝鮮人民族が使用した教科書は桂奉禹の『吾讐不忘』であった。この本では、新羅、百濟、高麗の日本との関係から1910年の韓国併合までの日本の朝鮮侵略過程を述べられていた⁴³。また、アン・ジュングン(安重根)、アン・チャンホ(安昌浩)、リ・ドンフィ(李東輝)の抗日活動など、はげしい反日宣伝の内容が含まれていた。すなわち、『吾讐不忘』

は修身教科書として使用されていても、歴史教科書と同様なものであった。

おわりに

本稿では、中華民国初期の間島における中国政府の朝鮮人にたいする教育政策と、それに対応する朝鮮人の民族教育運動について考察した。

この時代の対朝鮮人教育政策では、中華民国中央政府の教育方針が地方政府の独自の方針に任せていた。それゆえ、中央の教育制度、地方政府の教育制度、民族地区の教育制度の3層の共通点と相違点をあきらかにすることは、困難である。しかし、この3層の一貫した方針は、主に朝鮮人を日

本の支配下から切り離すために、中国の学制下に統一をはかるものであった。つまり、当時の中国側は、依然として間島問題の解決一つに朝鮮人の「向背如何」に係り、朝鮮人の懷柔には教育政策にある信じていた。その対策として、教育では中国の学制による統制が行ない、法制面では朝鮮人の中国への帰化を促進させるという方策が進められていた。

民国政府の教育政策は「教育弁法」と「墾民教育省費補助弁法」を公布し、朝鮮人私立学校を民国の学制下に管理すると共に、中国語教育を通して朝鮮人の同化をはからうとした。その対象となつたのは、宗教学校や日本学校などを除いた、ほとんどの私立学校であった。しかし、朝鮮人学生にたいする同化教育も教育設備、教員、教科書、教育方法が確立しておらず、学生を中国官立学校に入学させるだけに留まっていた。

のために、20年代に入ってから朝鮮人民族教育運動が展開された。この運動は主に「民族陣営」団体と宗教団体によって行われた。運動は、①中等教育を中心とした教育機関の設置、②学制

統一、③教科書統一などに重点をおいて展開された。運動によって中等教育機関が次々と設立されるようになった。また、実際の教育現場では学生にたいする民族意識の高揚と「独立思想」を高めるために、朝鮮語、朝鮮歴史などの科目が重要視された。

以上に述べたように、日中両国はそれぞれ朝鮮人を自分の支配下におこうとする政策をとってきた。そのため、朝鮮人教育は中国と日本との狭間の中におかれ、両国の教育関与を受けつづけた。当時中国の対朝鮮人教育の特徴の一つは、朝鮮人教員の比率も高く、学生数も朝鮮人学生が中国人学生より多かったが、ほとんどが初等教育にとどまっていた。これは日本側も同様であった。また、朝鮮人学生は初等科に多く、中国人学生は高等科に多いという現象がみられる。このことは、中国側の朝鮮人学生にたいする教育が中国語教育に集中していた結果であった。さらに、初等教育機関に比べて中等教育機関が少なかった。そのため、朝鮮人民族教育運動が行なわれた。

- 1 間島は、東間島、西間島、北間島を含む旧満州一帯を指す朝鮮側からの呼称である。西間島は鴨綠江上流北岸部、北間島は豆満（図們）江北方の一帯をいい、東間島は、白頭（長白）山北方の一帯を指す。今日、延辺朝鮮族自治州はほぼ東間島と一部の北間島にあたるところである。本稿ではこの地域に居住している朝鮮人を対象とする。
- 2 楠木瑞生氏の研究としては、「中国吉林省龍井村の朝鮮人学校」（『国立教育研究所紀要』第121集、1992年）、「中国近代教育の発生と私塾－中国間島における近代的学校の発生－」（『東アジア研究』第24号、1999年）、「中国間島における朝鮮族学校の展開－1910年代から1920年代初頭にかけて－」（『東アジア研究』第25号、大阪経済法科大学、1999年）などがある。竹中憲一氏の研究としては『「満州」における教育の基礎的研究』第5巻、柏書房、2000年があり、朴龍玉氏には「中国における朝鮮族私立学校の形成発展とその教育課程の特質－『9・18事変』以前の民族教科内容の考察を中心に－」（『名古屋大学教育学部紀要』第45巻第2号、1998年）がある。
- 3 「1912年の延吉道教育行政会議の決議案」（北京大学朝鮮文化研究所編『中国朝鮮民族文化史大系4』『教育史』北京、民族出版社、1997年 p.69再引）。
- 4 「官立学校調査表」（朝鮮総督府編『国境地方視察復命書』、1915年、pp.83～84）を参照。
- 5 これらの具体的な情況については、拙稿「清末における中国東北部の朝鮮民族教育と日中両国政府の教育関与」（『現代中国』第75号、日本現代中国学会、2001年）を参照されたい。
- 6 前掲書、『国境地方視察復命書』、p.82。
- 7 特に「南満州及び東部内蒙ゴに関する条約」のうち、第2条の「日本臣民は南満州で、各種の商業、工業に利用するための建物の建設、あるいは農業用に必要な土地を租借することを許可されるものとする」と、第3条の「日本臣民は南満州に立ち入り、旅行し、居住し、商業、工業その他、各種の企業に従事する自由を享有する」という規定が問題になった。「21カ条条約」の全文は、千敬化著『韓国民族教育運動史研究』ソウル、白山出版社、p.509を参照。
- 8 1909年9月4日の「間島協約」（1909年）によって、朝鮮人の治外法権は龍井村、局子街、頭道溝、百草溝に限定されていた。そのため、「21カ条条約」が移住朝鮮人に適応されると、その範囲が間島全体に及ぶことになり、結果的には中国の間島統治は不可能になってしまう可能性が高いのである。一方日本は「南満州」の範囲を間島にひろげれば、朝鮮人の治外法権および中国の主権侵害につながることになる。また間島に住む朝鮮人8割に治外法権が及ぶことになると、中国の間島統治は不可能になってしまう。一方日本は間島に住む朝鮮人にたいして司法権、行政権を行使できるようになる。すなわち、「南満州」の範囲を間島にひろげれば、中国の主権侵害につながることになる。間島では間島臨時派出所時代から朝鮮人の親日団体である一進会によって、清國への納稅拒否、未開拓地の占有、小作料の不払いなどが起きていた。当時、教育以外に中国が問題にしていたことは、朝鮮人の土地所有率であった。間島における朝鮮人の土地所有率はすでに40%になっていた。「間島協約」の全文については、「明治42年9月4日、間島ニ闕スル日清協約」（外務省編纂『日本外交年表及主要文書』上巻、原書房、1965年、pp.325～326を参照）。
- 9 「弁法」の全文は「劃一墾民教育弁法」、延吉道尹公署、1915年（「中国朝鮮民族教育史料集」編纂委員会編『中國朝鮮民族教育史料集』第1巻、延吉、延辺教育出版社、2001年、pp.473～478）。
- 10 当時、朝鮮人私立学校側では、中国語の授業時間の多いことに反対し、「吾々朝鮮人ハ如何ナル関係ヨリシテ支那語ヲ國語ト称スベキ理アリヤ」という意見が出された。東洋拓殖株式会社編『間島事情』、日韓印刷所、1918年、p.847。
- 11 「中語」は中国語のこととし、「国文」とは、漢文と本来中国人を対象とした「国語」のことである。
- 12 玄圭煥編『韓國流移民史』第上巻、ソウル、興士團出版部、1976年、p.437。
- 13 前掲書、『間島事情』、pp.849～850。
- 14 これについての具体的な情況については、権寧俊「近代中国の国際法と朝鮮人帰化政策」（『韓日民族問題研究』5、韓日民族問題学会〔ソウル〕、2003年）を参照されたい。
- 15 「延吉道署為津貼教育經費齡縣遵照案」、中華民国6年（李樹田編『琿春史志』長春、吉林文史出版社、1990年、pp.299～300）。
- 16 同上、p.301。
- 17 同上、p.305。
- 18 編寫組編『中国朝鮮族教育史』延吉、東北朝鮮民族教育出版社、1991年、p.79。
- 19 前掲書、『教育史』、pp.75～76。
- 20 前掲書、『琿春史志』、p.303。
- 21 前掲書、『教育史』、p.76。
- 22 この講習所は第1期で終わってしまった。その理由は確認できないが、今までの情況から見ると、漢族学生の募集に困難があったと思われる。
- 23 そのため、第4師範学校の学生数は総300名のうち朝鮮人が3分の1を占めることとなった。しかし、教員数は総13名の内1名しかいなかった。桑畑忍著『在満朝鮮人と教育問題』、中日文化協会、1929年、p.92。
- 24 東北3省境内には53の外国領事館が設置されたが、そのうち日本領事館が21ヶ所を占めていた。
- 25 嶋田道彌著『満州教育史』大連、文教社、1935年（青史社、1982年復刻）、p.441。
- 26 1919年3月以後、満州地域において朝鮮人武装団体が組織され活動するようになった。その影響は朝鮮半島まで及ぼし、それを恐れていた日本は「臣民を保護

- する」という名目で、1920年8月に「間島の不逞鮮人討伐計画」を立て、間島に出兵した。しかし、「青山里戦闘」や「鳳梧洞戦闘」などによって大きい被害を受けると、同年10月から2ヶ月間に朝鮮駐屯軍第19師団など20,000余名の兵力を動員して東満地域（間島を含む）の8県の朝鮮人社会団体や学校、教会などを破壊した事件である。その結果、3,200余の民家や学校などの建物が喪失し、3,000余名が死亡した。その事件を「庚申惨変」という。
- 27 前掲書『満洲教育史』、p. 442。朴州信著『間島韓人の民族教育運動史』ソウル、亞細亞文化社、pp. 88～90 参照。なお、朴州信氏は「補助書堂」が普通学校管下の付属書堂であったと述べているが、これは当時の日本領事館の管理下にあったと捉えるべきである、と思われる。
- 28 1919年3月13日間島においても「朝鮮人民衆運動」が発生した。具春先、金躍淵らは在満朝鮮民族代表の名義で「朝鮮独立宣言書布告文」を発表し、懇島居留朝鮮民族の名義で「延辺龍井独立宣言文」を発表した。当時示威群衆は朝鮮人だけでなく、漢族も参加した。延辺歴史学会等編『龍井三・一三反日運動80周年記念文集』延吉、延辺人民出版社、1999年を参照。
- 29 韓国臨時政府の「独立運動将来の方針」『独立新聞』（上海：マイクロフィルム）、1920年12月25日。
- 30 「正義府学務部で日本語使用厳禁」『東亜日報』（マイクロフィルム）、1927年3月25日。
- 31 「正義府教育部で教科書材料募集」『東亜日報』（マイクロフィルム）、1927年12月10日。
- 32 「在満新民府の義務教育実施」『東亜日報』（マイクロフィルム）、1927年10月31日。
- 33 四方子「北懇島 その過去と現在」『独立新聞』（上海：マイクロフィルム）、1920年1月1日。
- 34 政協龍井県文史資料研究委員会編『龍井文史資料』第1輯、1986年、pp. 41～44。政協延辺朝鮮族自治州委員会の文史資料委員会編『延辺文史資料』第6輯（吉林省内部資料）、1988年、pp. 44～47。
- 35 同上、『龍井文史資料』、pp. 74～75。同上、『延辺文史資料』、pp. 27～29。
- 36 同上、『龍井文史資料』、pp. 44～45。同上、『延辺文史資料』、pp. 2～3。
- 37 「在外各地方状況（一）」『独立新聞』（上海：マイクロフィルム）、1922年11月30日。
- 38 「間島朝鮮人教育協会」は、庶務部、教育部、図書部、地方部、外交部、会計部に分かれていた（『東亜日報』（マイクロフィルム）、1923年9月4日）。なお、同協会は、「懇民教育研究会」、「間島教育研究会」とも言われている。
- 39 「教育決議 間島での十三件」『東亜日報』（マイクロフィルム）、1924年5月15日。
- 40 「民立中学期成するための在住同胞会議」『東亜日報』（マイクロフィルム）、1927年4月3日。
- 41 「巡回講演隊」『東亜日報』（マイクロフィルム）、1927年1月12日。
- 42 当時、朝鮮人民族学校であった永新学校（後に「日本学校」となる）と徳興中学校では、中国側の黙認下で歴史授業時間に『最新東国史』を教材として教えていた。しかし、それが日本官憲に見つかれ、教科書は没収されてしまい教員らは逮捕された。前掲『延辺文史資料』、p. 64。
- 43 国史編纂委員会編『韓国独立運動史』Ⅱ（資料編）、ソウル、1966年、pp. 607～637を参照。

Nationalist education movement and Education policy for Korean people during the KANDO in early stages of the Republic of China

KWEON Youngjun (Niigata Women's College)

This paper considers the Nationalist education movement and Education policy for Korean people of China government during the KANDO in the early stages of the Republic of China. Japan and China developed the policy which tried to put Koreans under its rule. China proclaimed "the educational method for unifying Koreans", and the "cost assisting method for Korean education", and it tried to achieve Koreans' assimilation through Chinese education while it managed the Korean private schools under the Chinese educational system. Therefore, Korean Nationalist education movement was enacted. This

movement was mainly carried out by Nationalist groups and religious groups. It was carried out with emphasis on the establishment of the educational facilities consisting mainly of secondary education, educational system unification, textbook unification, etc. Secondary education organization was established one after another by this Nationalist education movement. Moreover, actual schools, in order to raise "independent thought" of national consciousness to students, Korean language, Korean history, etc were mainly taught.